

大田市告示第129号

大田市農業担い手関連単独事業補助金交付要綱（令和2年大田市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

大田市長 楫野弘和

別表の2の表自営就農開始支援事業の部を次のように改める。

<p>自営 就農 開始 支援 事業</p>	<p>(1) 機械等整備支援 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）又は認定農業者（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）等が農業経営を開始するにあたり必要な施設等を整備するために要する次に掲げる経費に対して助成 ア 農業用機械又は施設の購入又は設置に要する経費（ただし、ハウス等整備交付要綱の対象となる農業用ハウス（育苗ハウスを除く。）、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）、菌床きのこハウスを除く。） イ 素畜（繁殖雄牛は5歳齢未満のものに限る。）の導入に要する経費（補助の対象及び額は別に定める。） ウ 果樹等の植栽に要する経費 エ 排水改良、土壌改良その他作付</p>	<p>1 / 2以内（ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ、条件不利地域支援タイプ）（令和4年3月31日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知）による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。）</p>	<p>補助上限額 1 事業実施主体当たり10,000千円（経営継承に係る経費に対する助成にあっては2,000千円） 下限事業費 1 機械等当たり300千円</p>
---------------------------------------	---	---	---

	<p>け条件等の生産基盤の整備に要する経費</p> <p>オ 就農者の労働環境整備のための環境衛生施設（トイレ等）の設置に要する経費</p> <p>(2) 改良・改修支援</p> <p>経営承継者が、経営継承によって取得した施設等の改良に要する経費に対して助成</p> <p>ア 経営承継により取得した施設等の改良（栽培品目変更のための改修、換気扇の設置、被害防止装置の設置、作業道の導入など生産性、安全性、作業効率の増加に資すると見込まれるものをいう。）に要する経費。ただし、修繕（交換、補修、補強等をいう。）については対象としない。</p> <p>イ 経営承継により取得した果樹等の改植に要する経費</p> <p>ウ 経営承継により取得した圃場等の排水改良、土壌改良、その他作付け条件等の生産基盤の改修等に要する経費</p>		
--	--	--	--

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。